

京都市立音楽高等学校移転整備事業

基本協定書(案)

平成 18 年 11 月 24 日

京都市

基本協定書（案）

京都市立音楽高等学校移転整備事業（以下「本事業」という。）に関して，京都市（以下「甲」という。）と〔 〕，〔 〕及び〔 〕をその構成企業とし，〔 〕をその代表企業とする落札者〔 〕グループ（以下「乙」といい，その構成企業を「乙の構成企業」，またその代表企業を「乙の代表者」という。）との間で，以下のとおり，基本協定（以下「本基本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本基本協定は，本事業の一般競争入札手続において乙が落札者として決定されたことを確認し，乙が設立する本事業の遂行者（以下「事業予定者」という。）と甲との間で締結する京都市立音楽高等学校の新校舎等（以下「本施設」という。）の設計，建設，所有権移転，維持管理及びこれらに付随，関連する事項に関する契約（以下「事業契約」という。）の締結に向けて，甲及び乙の双方の義務を定めるとともに，その他，本事業の円滑な実施等に必要な双方の協力，諸手続について定めることを目的とする。

（努力義務）

第2条 甲及び乙は，甲と事業予定者が締結する事業契約の締結に向けて，それぞれ誠実に対応するものとし，事業契約の京都市会の議決を得て事業契約の効力が生じるように最善の努力をする。

2 乙は，事業契約締結のための協議に当たっては，本事業の入札手続にかかる京都市立音楽高等学校移転整備事業審査委員会及び甲の要望を尊重する。

（事業予定者の設立）

第3条 乙は，本基本協定締結後，平成 年 月 日までに，本事業の遂行を目的とする会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社である特別目的会社を設立し，その商業登記簿謄本を甲に提出するものとする。

2 乙が前項に基づき設立する特別目的会社は，本店所在地を京都市内とする資本金1000万円以上の閉鎖会社であり，取締役会及び監査役を設置する株式会社であって，適法に設立されたものでなければならない。

3 乙は，本施設の建設工事着工までに，事業予定者をして増資させて，事業予定者の資本金額を事業者提案書所定の資本金額まで増額するものとする。

4 事業契約上の事業期間において，事業予定者へ出資を行う者は，必ず乙の構成企業によるものでなければならない。また，乙の構成企業は，事業予定者をして，乙の構成企業以外の者からの出資を受け入れさせてはならない。ただし，乙の構成企業以外の第三者の事業予定者の出資につき，事前に甲の書面による承諾を得た場合は，この限りではない。

5 事業契約期間中において，乙の構成企業は原則として出資比率は変更できないものとする。ただし，事業の安定的遂行及びサービス水準の維持が図られると共に，甲の利益を侵害しないと認められる場合には，甲はかかる出資比率の変更について協議に応じる

ことができるものとする。

(株式の譲渡等)

第4条 乙の構成企業は、事業契約上の事業期間が終了するまでの間、事前に書面による甲の承諾を得た場合を除くほか、その保有する事業予定者の株式を譲渡し、担保権を設定し又はその他一切の処分を行わないものとする。

2 乙の構成企業は、前項の甲の承諾を得て事業予定者の株式を譲渡する場合、かかる譲渡の際の譲受人をして、別紙記載の様式及び内容の誓約書を予め甲宛に提出させるものとする。

3 乙の構成企業は、第1項の甲の承諾を得て事業予定者の株式に担保権を設定した場合には、担保権設定契約書の写しをその締結後速やかに甲に提出するものとする。

4 乙は、事業予定者の設立時、及び増資時において、乙の構成企業をして別紙記載の様式及び内容の誓約書を提出させるものとする。

(業務の委託又は請負)

第5条 乙は、事業予定者をして、本件施設の設計に係る業務を[]に、本件施設の建設に係る業務を[]に、維持管理に係る業務を[]に、それぞれ委託し又は請け負わせるものとする。

2 乙は、甲と事業予定者との間で事業契約が締結された後、速やかに、事業予定者をして前項に定める各業務を受託する者又は請け負わせる者との間で、業務委託契約又は請負契約を締結せしめるものとし、締結後速やかにその写しを甲に提出するものとする。

3 第1項により事業予定者から本事業に係る各業務を受託し又は請け負った者は、受託し又は請け負った業務を誠実に実施しなければならない。

(事業契約)

第6条 甲及び乙は、本事業にかかる事業契約の仮契約を、本基本協定書締結後、平成 年 月 日を目途として、京都市会への事業契約にかかる議案提出日までに、甲と事業予定者間で、締結せしめるものとする。

2 前項の仮契約は、京都市会の議決を得たときに、本契約としての効力を生じるものとする。

3 甲は、入札説明書に添付の事業契約書(案)の文言に関し、乙より説明を求められた場合、入札説明書において示された本事業の目的及び理念に照らしてその条件の範囲内において趣旨を明確化するものとする。

4 甲及び乙は、事業契約締結後も本事業の遂行のために、協力するものとする。

5 甲は、乙が落札者として決定された後、事業契約を締結するまでの間に、乙の構成企業又は事業予定者が京都市契約事務規則の施行に関する要綱第2条第1項各号に該当するときは、契約を締結しないものとする。

6 甲は、事業予定者と仮契約を締結した場合において、本契約を締結するまでの間に、事業予定者が京都市契約事務規則の施行に関する要綱第2条第1項各号に該当するときは、仮契約を解除するものとする。

- 7 本事業の入札行為に関し，乙又は事業予定者間の責めに帰すべき事由により事業契約が締結されなかった場合には，甲は本事業に係る落札価格の100分の5に相当する金額を，違約金として乙に対し請求することができることとし，乙は甲から当該請求を受けた場合には，甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 8 乙の構成企業が，本事業の入札行為に関し，私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為を行ったことにより，次の各号のいずれかに該当することとなったときは，甲が事業契約(仮契約を含む。)を解除するか否かにかかわらず，かつ，損害の発生及び損害額を立証することを要することなく，乙の構成企業は，入札金額の10分の1に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 独占禁止法第49条第1項に規定する排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 独占禁止法第50条第1項に規定する納付命令が確定したとき。
 - (3) 乙の構成企業が独占禁止法第52条第4項の規定により審判の請求を取り下げ，同条第2項に規定する原処分(以下「原処分」という。)が確定したとき。
 - (4) 公正取引委員会が，独占禁止法第66条第1項から第3項までの規定による審決(原処分の全部を取り消す審決を除く。)をした場合において，乙の構成企業が独占禁止法第77条第1項に規定する期間内に審決の取消しの訴えを提起しなかったとき。
 - (5) 公正取引委員会が行った審決に対し，乙の構成企業が独占禁止法第77条第1項の規定により当該審決の取消しの訴えを提起した場合において，当該訴えについての請求を棄却し，若しくは当該訴えを却下する判決が確定したとき，又は乙の構成企業が当該訴えを取り下げたとき。
- 9 第8項の規定は，本基本協定による履行が完了した後も適用するものとする。
- 10 第8項の規定は，甲に生じた実際の損害額が第6項に規定する賠償金の額を超える場合において，甲がその超える分について当該乙の構成企業に対し賠償を請求することを妨げるものではない。

(準備行為)

第7条 乙は，事業契約締結前であっても，自己の費用と責任において，本事業の実施に関して必要な準備行為(設計に関する打合せを含む。)を行うことができるものとし，この場合，甲は，必要かつ可能な範囲で，乙に対して協力するものとする。

2 前項の甲の協力の結果(設計に関する打ち合わせの結果を含む。)は，事業契約締結後，事業予定者が速やかにこれを引き継ぐものとする。

(事業契約締結不調の場合の処理)

第8条 第6条第5項及び第6項に該当する場合を除き，事由の如何を問わず(事業契約の締結について，京都市会の議決が得られない場合を含む。)，事業予定者と甲との間において，事業契約が効力を生じるに至らなかった場合には，甲及び乙が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし，甲及び乙は，相互に債権債務関係の生じないことを確認するものとする。

(秘密保持)

第9条 甲及び乙は、本基本協定に関する事項につき知りえた情報について、相手方の事前の承諾を得ることなく第三者に開示しないこと及び本基本協定の履行の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、本基本協定締結の前に既に自ら保有していた場合、公知であった場合、本基本協定に関して知った後自らの責めによらずして公知になった場合、本基本協定に関して知った後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得した場合、裁判所からの強制力のある命令により、開示が命じられた場合、乙が本事業に関する資金調達を図るために合理的に必要なものとして開示する場合及び甲が行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年5月14日法律第42号）等に基づき開示する場合は、この限りではない。

(準拠法)

第10条 本基本協定は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、本基本協定に関する一切の紛争については、京都地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

以上を証するため、本基本協定書を〔 〕通作成し、甲及び乙の構成企業は、それぞれ記名押印の上、甲及び乙の代表者及び構成企業が各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地
京都市
代表者 京都市長 榊 本 頼 兼

乙 〔 〕グループ
(〔 〕グループの代表者)

住 所
商号又は名称
代表者名
(〔 〕グループの構成企業)

住 所
商号又は名称
代表者名
(〔 〕グループの構成企業)

住 所
商号又は名称
代表者名

平成 年 月 日

京都市長 榎本 頼兼 様

誓約書

京都市（以下「市」という。）及び〔特別目的会社の名称〕（以下「事業者」という。）の間で、平成〔 〕年〔 〕月〔 〕日付にて締結された京都市立音楽高等学校移転整備事業にかかる事業契約（以下「本契約」という。）に関して、当社は、下記の事項を市に対して誓約し、かつ、表明、保証いたします。なお、特に明示の無い限り、本誓約書において用いられる語句は、本契約において定義された意味を有するものとします。

記

- 1 事業者が、平成〔 〕年〔 〕月〔 〕日に会社法上の株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。
- 2 事業者の本日現在における発行済株式総数は〔 〕株であり、うち〔 〕株を当社が保有していること。
- 3 事業者の本日現在における株主構成は、落札者である株主によって全株式が保有されていること。
- 4 事業者が本契約に基づく事業を遂行するために行う資金調達を実現することを目的として、当社が保有する事業者の株式の全部又は一部について金融機関が担保権を設定する場合、事前にその旨を市に対して書面により通知し、市の書面による承諾を得た上で行うこと。また、担保権設定契約書をその締結後速やかに市に対して提出すること。
- 5 前項に規定する場合を除き、当社は、本契約の終了までの間、事業者の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。また、事業者の株主に対して当社が保有する事業者の株式の全部又は一部を譲渡する場合においても、市の事前の書面による承諾を得て行うこと。

6 当社は、当社が市の書面による事前の承諾を得て株式を譲渡する場合、かかる譲渡の際の譲受人をして本誓約書の様式と内容が同趣旨の誓約書を予め市へ提出させるものとする。

住 所
商号又は名称
代表者名